

<意見>

地方公共団体名	主な内容
神奈川県	インターネット上におけるヘイトスピーチ対策として、国や自治体がプロバイダに対し、発信者に関する情報収集や、より強制力を伴う削除指示を可能とするなど、拡散防止に係る法改正等を要望する。
川崎市	<p>川崎市では、条例に基づく拡散防止措置として、市が条例の規定に該当すると判断した投稿（特定の市民に向けられた本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する投稿）について、インターネットプロバイダ等の事業者に削除要請を行っています。</p> <p>条例に基づく拡散防止措置には強制力がないため、当該事業者の規約、ポリシー等の該当条項（ヘイトスピーチの禁止規定等）に違反している旨も示し、事業者による任意での削除を要請しているところですが、最終的には、事業者自身でその適否を判断しなければなりません。そのため、地方公共団体を含めた公的機関からの要請に応じて削除をした場合には、事業者がその削除行為による法的リスクを軽減できる仕組みが必要と考えます。</p> <p>また、削除を要請する側、削除を行う側の双方が、その適否の判断を迅速円滑に行えるよう、解消法の解釈やこれまでの具体的な実例を踏まえた、一定の指針、ガイドライン等の整備が必要と考えます。</p>
大阪府	<p>インターネット上のヘイトスピーチ対策について</p> <p>・大阪府は令和3年7月2日、インターネット上の人権侵害事象への対応について、知事から法務大臣及び総務大臣に提案を行いました。本提案の実現に向け、総務省をはじめ関係省庁と連携をしていただき、差別行為の防止のために必要な法的措置など、被害者の負担軽減に向けた取組をさらに進めてください。</p> <p>○第三者機関（人権救済機関）の設置</p> <p>人権侵害情報の適否の判断が難しい課題となるため、表現の自由の制限の在り方や具体的な対処方策について検討協議し、また、インターネット上の様々な人権侵害に迅速に人権救済をはかることができる、独立性を有する第三者機関を国に設置されたい</p> <p>（参考）大阪府ホームページ「インターネット上の人権侵害事象に対処するための提案について」 https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/internet/youbou.html</p>
大阪市	<p>大阪市では、インターネット上のヘイトスピーチへの対処に関して、以前より国に要望を行ってきたところですが、国におかれでは、昨年5月に特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（いわゆる「情報流通プラットフォーム対処法」）が公布され、新たに大規模プラットフォーム事業者に対し、被害者から削除の申出があったインターネット上の違法・有害情報への対応の迅速化、運用状況の透明化の具体的な措置を義務付ける等の規定が追加され、プロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図っておられます。しかしながら、海外のサーバから直接情報を発信するケースなど、現行法等では有効な手段が取れない状況を踏まえ、引き続き、事業者の自主的なルール作りや利用者の情報モラルの啓発支援等、インターネットの健全な利用促進に向けた取組を講じてください。</p> <p>また、今後、国におかれでは、法改正後の法律の解説を更新されるとのことですが、本市におけるヘイトスピーチへの対処に係る運営（削除要請等）にも影響が出ることが予想されますので、情報流通プラットフォーム対処法の施行期日等と合わせまして、適宜情報提供いただきますようお願いいたします。</p> <p>引き続き、国において効果的な措置を講じられますようお願いいたします。</p>
京都府	ヘイトスピーチの多様化も踏まえ、参考情報で示された三種類の点検・確認や具体例の共有をお願いしたい。

議題(3) 意見交換・質疑応答

資料3

<質問>

地方公共団体名	主な内容
東京都	インターネット上の動画等について、地方公共団体からの削除依頼を受け、法務省がプロバイダに削除要請する際の判断基準を明示していただきたい。
川崎市	総務省が所管する「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」において取りまとめられている「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会 制度ワーキンググループ 中間とりまとめ（案）」では、インターネット上の違法・有害情報を「権利侵害情報」、「その他違法情報」、「有害情報」に分類していますが（令和7年9月10日開催「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会（第8回）・デジタル広告ワーキンググループ（第13回）・デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ（第13回）合同会合」資料8-2-1「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会 中間取りまとめ（案）」29ページ目）、ヘイトスピーチについては、どこに分類されると考えているのでしょうか。
大阪府	法務省において来年度実施を予定されているとされるヘイトスピーチの実態調査について、調査の手法や対象、スケジュール、地方公共団体の関与等について、現在予定されている内容についてご教示願います。また、調査結果を踏まえ、法改正等を念頭においておられましたら、今後のスケジール等についてご教示願います。
大阪市	議題の中で国よりご説明がいただけるかもしれません、法務省人権擁護局調査救済課長名で平成31年3月8日付け依命通知された「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について」に関してご教示いただいている、法務局によるインターネットを利用して行われるヘイトスピーチへの対処について、最近までの取扱件数、削除に至った件数を含め、具体的な成果について、ご教示ください。